

議案第127号

前橋市市税条例の改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項本文中「市長の定める市民税申告書」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第5号の4様式（必要に応じてその別表を含む。）による申告書」に改める。

第33条第2項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第49条第1項中「市長の定める計算書を市長に提出し、及びその徴収」を「、その徴収」に、「又は第5号の15の2様式」を「若しくは第5号の15の2様式又は法施行規則第2条の6の規定により総務大臣が別に定めた様式」に改める。

第54条の7中「市長の定める納入申告書」を「法施行規則第5号の8様式又は法施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が別に定めた様式による納入申告書」に改める。

第54条の9第1項前段中「市長の定める申告書」を「法施行規則第5号の9様式による申告書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第49条第1項、第54条の7及び第54条の9第1項前段の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書について適用し、令和6年度分までの個人の市民税に係る申告書については、なお従前の例による。